

## 1. 議事日程

〔令和3年第1回安芸高田市議会3月定例会第1日目〕

令和3年2月24日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

- |       |            |   |
|-------|------------|---|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名 |   |
| 日程第2  | 会期の決定      |   |
| 日程第3  | 諮問第1号      | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                  |
| 日程第4  | 諮問第2号      | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                  |
| 日程第5  | 諮問第3号      | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                  |
| 日程第6  | 諮問第4号      | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                  |
| 日程第7  | 諮問第5号      | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                  |
| 日程第8  | 諮問第6号      | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                  |
| 日程第9  | 諮問第7号      | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                  |
| 日程第10 | 承認第1号      | 専決処分した事件の承認について【令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第10号）】 |
| 日程第11 | 施政方針       |   |
| 日程第12 | 議案第18号     | 令和3年度安芸高田市一般会計予算                          |
| 日程第13 | 議案第19号     | 令和3年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算                    |
| 日程第14 | 議案第20号     | 令和3年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算                   |
| 日程第15 | 議案第21号     | 令和3年度安芸高田市介護保険特別会計予算                      |
| 日程第16 | 議案第22号     | 令和3年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算                  |
| 日程第17 | 議案第23号     | 令和3年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算                   |
| 日程第18 | 議案第24号     | 令和3年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算           |
| 日程第19 | 議案第25号     | 令和3年度安芸高田市下水道事業会計予算                       |
| 日程第20 | 議案第26号     | 令和3年度安芸高田市水道事業会計予算                        |
| 日程第21 | 議案第1号      | 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について                    |
| 日程第22 | 議案第8号      | 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例                     |
| 日程第23 | 議案第2号      | 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例                  |
| 日程第24 | 議案第3号      | 安芸高田市精神障害者医療費支給条例                         |
| 日程第25 | 議案第4号      | 安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例             |
| 日程第26 | 議案第27号     | 安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例                   |
| 日程第27 | 議案第5号      | 安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例                     |
| 日程第28 | 議案第6号      | 安芸高田市八千代いこいの森設置及び管理条例を廃止する条例              |
| 日程第29 | 議案第7号      | 財産の無償貸付について                               |
| 日程第30 | 議案第9号      | 令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第11号）                  |
| 日程第31 | 議案第10号     | 令和2年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）             |

- 日程第 3 2 議案第11号 令和 2 年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 3 3 議案第12号 令和 2 年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 3 4 議案第13号 令和 2 年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 3 5 議案第14号 令和 2 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 3 6 議案第15号 令和 2 年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 3 7 議案第16号 令和 2 年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第 3 8 議案第17号 令和 2 年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3号）

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1 番	南 澤 克 彦	2 番	田 邊 介 三
3 番	山 本 数 博	4 番	武 岡 隆 文
5 番	新 田 和 明	6 番	芦 田 宏 治
7 番	山 根 温 子	8 番	先 川 和 幸
9 番	児 玉 史 則	10 番	大 下 正 幸
11 番	山 本 優	12 番	熊 高 昌 三
13 番	秋 田 雅 朝	14 番	金 行 哲 昭
15 番	石 飛 慶 久	16 番	宍 戸 邦 夫

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

1 番	南 澤 克 彦	2 番	田 邊 介 三
-----	---------	-----	---------

5. 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

市 長	石 丸 伸 二	副 市 長	米 村 公 男
教 育 長	永 井 初 男	総 務 部 長	西 岡 保 典
企 画 振 興 部 長	猪 掛 公 詩	市 民 部 長	宮 本 智 雄
福 祉 保 健 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	大 田 雄 司	産 業 振 興 部 長	重 永 充 浩
産 業 振 興 部 特 命 担 当 部 長	行 森 俊 荘	建 設 部 長 兼 公 営 企 業 部 長	平 野 良 生
教 育 次 長	福 井 正	消 防 長	土 井 実 貴 男
総 務 課 長	内 藤 道 也	財 政 課 長	高 藤 誠

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（4名）

事務局 長	森岡 雅昭	事務局 次長	佐々木 浩人
総務 係長	國岡 浩祐	主任 主事	岡 憲一



午前10時00分 開会

- 宍戸議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は16名であります。  
定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回安芸高田市議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。  
森岡事務局長。
- 森岡事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、閉会中の議員派遣結果について報告をいたします。  
第2点、市長及び教育長より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。  
第3点、市長より、議会の委任による専決処分事項について、1件の報告がありました。  
第4点、監査委員より、令和2年11月分及び12月分の例月出納検査の報告がありました。  
それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。  
以上で、諸般の報告を終わります。
- 宍戸議長 以上をもって、諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 宍戸議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、1番南澤議員、及び2番 田邊議員を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 宍戸議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。  
熊高議会運営委員長。
- 熊高議会運営委員長 令和3年第1回定例会の運営につきまして、去る1月19日、2月12日、及び2月18日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告をいたします。  
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から3月17日までの22日間といたしました。  
議事の都合により、2月25日から3月1日、3月3日、及び3月8日から16日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、諮問7件、承認1件、議案27件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第1号及び第8号は、総務文教常任委員会へ、議案第2号から第4号、第27号、及び第5号から第7号の7件は、産業厚生常任委員会へ、議案第9号から議案第26号までの18件は、予算決算常任委員会へ、それぞれ付託することといたしました。

その他の諮問7件、承認1件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

次に一般質問の取扱いについては、11人からの通告でありましたので、通告順に、3月4日を6人、3月5日を5人といたします。

以上で報告を終わります。

○宍戸議長 お諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は22日間とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 御異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第5 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第6 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第7 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第8 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第9 諮問第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○宍戸議長 日程第3、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件から、日程第9、諮問第7号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件までの7件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 諮問第1号から第7号までの提案理由について、一括して御説明します。本年6月30日に任期満了となります、人権擁護委員7名の後任候補者を法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

最初に、諮問第1号についてです。

本件は、3期9年間、人権擁護委員を務めていらっしゃいます毛利宣生委員を引き続き推薦します。

次に、諮問第2号についてです。

本件は、2期6年間、人権擁護委員を務めています中土居博臣委員を引き続き推薦します。

次に、諮問第3号についてです。

本件は、2期6年間、人権擁護委員を務めています土肥元康成委員を引き続き推薦するものです。

次に、諮問第4号についてです。

本件は、1期3年間、人権擁護委員を務めています宮本早苗委員を引き続き推薦します。

次に、諮問第5号についてです。

本件は、1期3年間、人権擁護委員を務めています堀川由紀子委員を引き続き推薦するものです。

次に、諮問第6号についてです。

本件は、1期3年間、人権擁護委員を務めています河野敦子委員を引き続き推薦するものです。

最後に、諮問第7号についてです。

本件は、1期3年間、人権擁護委員を務めています岡崎豊委員を引き続き推薦するものです。

いずれの候補者も人権相談など、主体的に人権擁護活動に携わっていただいている実績があります。今後も熱意と意欲をもって、活動に取り組んでいただけるものと判断し推薦をします。

以上、7議案について、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○宍戸議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑・討論、及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長

異議なしと認め、質疑・討論、及び委員会付託を省略いたします。

これより、本件7件を個別に採決いたします。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長

異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長

異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに

ついて」の件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、諮問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、諮問第5号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、諮問第6号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、諮問第7号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 承認第1号 専決処分した事件の承認について【令和2年度安芸高田市一般会計補正予算(第10号)】

○宍戸議長 日程第10、承認第1号「専決処分した事件の承認について【令和2年度安芸高田市一般会計補正予算(第10号)】」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 承認第1号について提案理由を御説明します。

本件は、新型コロナウイルスワクチン接種費用として、2,072万円を追加し、予算の総額を237億5,986万9,000円としたものです。

令和3年1月26日付で専決処分をしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○宍戸議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

猪掛企画振興部長。

○猪掛企画振興部長 それでは、専決処分した令和2年度安芸高田市一般会計補正予算第10

号の要点の説明をいたします。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,072万円を追加し、予算の総額を237億5,986万9,000円としたものでございます。

これは、新型コロナウイルス感染症対策に伴うワクチンの接種体制に要する経費を追加するもので、ワクチン接種の準備に関する事務を早急に始める必要があったことから、1月26日付で専決処分をいたしました。

補正予算書の12、13ページをお開きください。

歳入でございますが、15款の国庫支出金は、接種に伴う国からの財政支援措置がなされることから、ワクチン接種対策費負担金を343万2,000円、ワクチン接種体制確保事業費臨時補助金を1,664万5,000円計上しています。19款の繰入金は、財政調整基金繰入金を64万3,000円増額しています。

15ページをお開きください。

歳出でございますが、説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費1,664万5,000円の主なものは、コールセンターの開設に伴う会計年度任用職員報酬を75万8,000円、救急薬品や体温計、ワクチンを溶解するためのシリンジ、及び予診票印刷代など、需用費を520万8,000円、郵送料や通知文を多言語に翻訳する手数料、及びワクチン接種の予約システム導入に要する手数料など、役務費を416万3,000円、接種券の印刷製本、封入業務と、接種歴を管理するためのシステム改修業務に260万円、非接触型体温計や体調不良者の対応をするため、簡易式ベッドやパーティションなど、備品購入費を263万3,000円、それぞれ計上するものでございます。新型コロナウイルスワクチン接種事業費の407万5,000円は、ワクチン接種を委託により実施するためのものでございます。

続きまして、6ページのほうにお戻りください。

繰越明許費の補正でございますが、事業の完了が翌年度の見込みになる新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費について、予算書に記載する額を上限とした繰越明許費を計上するものでございます。

7ページを御覧ください。

債務負担行為の補正でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保業務、及びワクチン接種委託料の費用について、債務負担行為の事項を追加したもので、いずれの事項も令和3年度以降に債務を負担するためのものでございます。

以上で、要点の説明を終わります。

○宍戸議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

3番 山本議員。

○山本議員 新型コロナワクチンの対策については、大変どこの自治体も厳しい状況で訓練を重ねたりして、大変な状況にあると思うんですが、今日はこ



の専決処分にされたということについて、ちょっと御質問したいと思います。

地方自治法で言いますと、179条1項に専決処分の要件がたくさん書いてあるんですが、私らが現職時代に専決処分をするというときは、物すごい緊張して専決処分という行為をやったんです。その中身は、議会の軽視につながるというところが、専決処分には含まれるんです。そういうことで、議会の軽視にならんように、専決処分を選んできた経緯があります。今の時期は、今の時点では、それが変わったんかも分かりませんが、そのあたりで、179条の1項に議회를招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、専決処分ができる、いうて書いてあるんですね。専決処分をされた理由が、先ほど事務を早急にする必要があったから、専決処分をしたということは、説明の中でされたんですが、それじゃあ議を開かずに補正予算をしたということが私らには分からんです。事務を急ぐいうて、どがなったんかいうんが分からんですね。ほいで、財源は国から来る補助金を主財源にしてやりますということが、今説明があったんですが、この国からくるようになった時期はいつなんか。12月の下旬にあったんか。それとも、1月の専決処分されたんが1月26日ですよ。たら、国から補助金を出しますという知らせがあったのは20日ぐらいなんか。こりゃ急ぐわいうて、翌月時間がないんで、専決処分したということがあったら、そこらを聞かせてもらって。

要は、179条に基づいて専決処分をされたと思うんですが、一般的に考えるのは、こういった補正予算は議を開く時間的余裕がないときに、いう理由でやられたんじやろうと思うんです。

ですから、臨時議を開くいとまがなかった。そういうことが説明できるように、具体的に補助金の交付決定があつてから、内示があつてからですかね。この事務をやらにやいけんようになったというのは、何の事務をいつやらにやいけんようになったんか。1月26日に専決処分して、すぐ予防接種の委託契約をしたんか。そういうふうな時間的に追い込まれとつたいうことを御説明願いたいと思います。

要するに、臨時議が開かれなかったということも含めて、今の時系列で御説明をいただきたいというように思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

猪掛企画振興部長。

○猪掛企画振興部長 このコロナウイルス関連の事務については、現在まだ補助金の交付決定も受けていない状況でございます。

連日、マスコミ等でも報道されておりますけども、まだまだ内容について、いつから始まって、どのような形で行って、いつ頃終わりを迎えるものか。これもはっきりしてない状況でございます。ただ、その体制づくりについては、非常に早くから手をつけていかないと、いざやろうというときに間に合わないという事態が起きていけませんので、この

予算につきましては、専決処分ということで急いでやる必要があったということによっております。

今年度、今回の予算にかかわらず、コロナウイルスに関係をする対策については、やはり緊急を要するものもございました。そういう意味で、数回の専決処分をさせていただいておりますけれども、全て早急な対応ということによっていただいたという結果となっております。

御理解いただきたいと思います。

○宍戸議長 ほかにありませんか。

山本数博議員。

○山本議員 今回の説明では、私が問うるのは、臨時議会が開くいとまがなかったのかどうかということを具体的に時系列で説明をお願いしたつもりなんです。ほいじゃが、今までコロナに対しては、専決でやってきたんです、いうて言われたんですが、先ほど言うたように、専決処分というのは、自分らでもう予算をして、やることを決めてやっていくんですね。その後、一番最初にある議会において、専決しましたから、よろしゅうお願いしますというのは、専決処分の行為なんです。一般的にはこういう補正予算は臨時議会を開いてでも、特にこのたびの補正予算は、内容が重要で、しかも重大なことが2件ほど盛り込まれとるんですね。

というのは、新型コロナウイルスの注射をやる行為の準備じゃいうのは分かります。加えて、この予算は今年度は済まんで、来年度へ繰り越してやります。それは何を繰り越すんかということもはっきりしとらん。説明まあ聞かにはいけんいうんですが、今まあ若干説明があったんですが。加えて、来年の支出を債務を保証するという2つの重大な内容が含まれとる。こういった重大な内容は、臨時議会を開いて、市民の代表である我々に、るる説明をして、やるべき内容ではなかったのかというふうに思うんです。

で、臨時議会を開く予定が、時間がなかったということを具体的に我々に説明していただかないと、この専決処分の行為いうことを理解できないんです。理解できるように説明をしてください。

○宍戸議長 答弁を求めます。

猪掛企画振興部長。

○猪掛企画振興部長 この新型コロナウイルスワクチンの接種体制の確保につきましては、実は国からいろんな報道がされた年末、昨年末からいろんな形で予算の積算、見積りをするという準備をしてきております。ただ、どのタイミングでこれを実際予算で計上していくかというのも、内部でも協議をいたしました。当然、今回の2月の議会において、補正予算で上げていくという手法もとれたわけですが、全体的にやはり印刷でありますとか、そういった準備をするということになりますと、非常に、相当な時間がかかってまいります。それをできるだけ早く、ただ少しでも確定をする予算に近い形で、できるだけ早く専決を、予算化をしていきたいということがございましたので、1月の下旬になりまして、そのこと

をもうこれ以上待ったら、準備が間に合わなくなる、いうところまで、ぎりぎりまで待ったわけですけども、その時点で予算化をどうしてもしていかないと間に合わないということでございました。

それからまた臨時議会を開くということになりますと、議会の開催手続等、また時間がたってしまうということがございましたので、その部分、急を要するということが、専決処分とさせていただいたということでございます。

○宍戸議長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
山本数博議員。

○山本議員 今、猪掛部長がうる急いだ、急いだいうて言われるんですが、専決をするいうときには、どうしても我々も言いよったんですが、首長さんとよう相談して、いいですか、いうことを言いながら、専決処分ということをお願いして、首長さんの決裁もらいよったんですね。で、市長も事務方から専決についていろいろな影響があるということも聞かれたらと思うんですが、急ぐんじゃいうことも聞かれて判断された行為じゃろう思うんですが、そこらへんの判断のところを市長はどのように判断されて専決へ至ったんか。あなた、もう大概、事務方からいろんなことを聞かされて、あ、そう、そういうことならしょうがないね、言うて決裁されたと思うんですよ。その辺をちょっと市長のお考え、専決に至ったお考えを聞かせてください。

○宍戸議長 答弁を求めます。  
石丸市長。

○石丸市長 まず最初におわびをしないとイケないのが、一番最初の御質問いただいたときに、的確な答弁になっていなかったかと思えます。その点につきましては、よくよく御承知かと思うんですが、いかんせん職員というのは、こうした突発的な質問に対して非常に、不慣れであります。多分に準備が必要となりますので、特にこういう大事だと思われるものについては、可能であれば、前もって御指摘いただければと思う次第です。

話を元に戻しまして、専決決裁した、その経緯、背景なんですけども、これはこれに限りません。全て、職員のほうから私に決裁の打診が、伺いがあった際には、メリット、デメリット、双方それぞれあるのが常です。それを総合的に勘案して、一番効率的になるように、設計をお願いしています。その説明を聞いた上で、それが最もベストだと思ったときに、それを承認しているという流れです。

今回のこの新型コロナウイルスワクチンについては、まず国の対応、方針からして、非常に流動的、依然として流動的であったりします。そうした中、できる限り準備を早めに決めないとイケない。でも、分からないものが多い。その難しい駆け引きが続いてた。そして今も続いているという点は、一つ御理解いただきたいところではあります。

○宍戸議長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

熊高議員。

○熊高議員 先ほど、専決についてのやりとりがありました。当然そのことも大事だと思いますけども、この専決に至った内容について、予算執行、そういったものも含めて、事務方の取組を早く促すということの内容が主だと思っただけです。具体的には今市長おっしゃったように、国の方針、そういったものも含めて、なかなか定かでないというのがマスコミ等の報道ではっきりしております。

そういった中で、この専決を行ったことによって、具体的に今何をやっておられるのか。そして、繰越しも含めて、繰越しの分は当然先のことです。ですから分かりにくいと思いますけども、そういった内容について、具体的にこの専決によって何が動いておられるのか。ということを変更して確認をさせていただきたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

大田福祉保健部長。

○大田福祉保健部長 熊高議員さんの御質問ですが、今般、こちらにもありますが、一般質問の内容にもかかってまいりますけども、お伝えをさせていただきます。

現在、このワクチン接種にかかります。クーポン券であったり、そういったものの印刷については、ひと月ほどかかるということでございましたので、この折に、当初は高齢者の皆様については、3月下旬からの接種というのが国からの方針でありました。現在、接種券の送付についても、当初3月の初旬をめどにということでしたけども、今は3月下旬に、全てのもものがスケジュールがずれております。本市においては、現在先ほどの接種券、あとコールセンターの設置のための電話工事、それとディープフリーザーにかかる電源工事、そういったものについては既に着手をしております。

その他、今回の予算もありますけども、様々なものが議員の皆様方に当初組み立てたものから、また国の方針によって変わってまいります。なので、その辺につきましては、また議会のほうで御審議いただきたいというふうに思っております。

また、集団接種であったり、個別接種であったり、このことについても、ワクチンを小分けすることは基本的に国は最初はいけないという形での指針を述べられておりましたけども、現在、全国の自治体で個別の接種というのでも検討に入っております。我々も当初から医師会の先生方といろいろとお話をさせていただきましたが、その中では、当初は難しい。ただ、今後はそれも可能になってくるというのが今の現状でございます。

以上でございます。

○宍戸議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 先ほど同僚議員からもありましたように、専決をするということは、

議会に諮ることを後回しにするということですから、そういった、いとまがなかったということもおっしゃいましたが、今の答弁聞くと、いとまがなかったというよりか、この専決そのものの内容が十分把握できないので、議会に諮る重大な内容がなかったので、専決もしたというふうにとられんこともないのかなというふうに思いますが。

そういった中で、専決をするいとまがなかったということを前提に、こういった取組をしたんだというふうを受け止めることに私はなったんですけども。そういったことではないんですかね。その辺が、先ほどの山本同僚議員のお話を聞きながら、少し私も分かりにくいところがあったんで、あえて具体的な中身について確認する中で、そういった取組の流れというのを確認したいと思ったんですが、いかがでしょうか。

○宍戸議長 失礼しました。12番 熊高議員の質疑でありました。  
答弁を求めます。  
大田福祉保健部長。

○大田福祉保健部長 熊高議員さんがおっしゃられたように、我々はこれを軽視して進めておったわけではなくて、国の情報、我々の進め方、先ほどございましたが、予算の組立てっていうのが非常に難しかったっていうのが、本当のところでございます。いつ議会に、議会の招集、臨時議会をお願いするか。そのタイミングも財政当局、また市長、副市長とも協議を進めながら話をしてまいりましたが、先ほど申しましたように、接種券の発送というところが一番主なところでございます。その際に、やはりこの時期でないと、専決処分をしないと、もう事務が間に合いませんよ。要はそれぞれの自治体が、それぞれの業者のほうに委託なり、それぞれさせておる中で、我々ももうこの時期をというところで、進めたわけでございます。

なので、今回の専決処分の予算も先ほど申し上げましたが、また組みかえであったり、精査であったりというのが必要になってくるというふうに考えております。

以上でございます。

○宍戸議長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。

○山本議員 議長、3番。

○宍戸議長 質疑は3回までというルールになっておりますので、質疑はできません。認めません。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑がないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより承認第1号「専決処分した事件の承認について【令和2年度安芸高田市一般会計補正予算(第10号)】」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
~~~~~○~~~~~

#### 日程第11 施政方針

○宍戸議長 日程第11、施政方針。ここで、市長の施政方針の表明を受けます。  
石丸市長。

○石丸市長 それでは、市政運営に関する私の所信と、令和3年度当初予算における主要施策の概要について御説明します。

まずは、新型コロナウイルス感染症への対応状況です。

現在、本市においては数件の感染が確認されていますが、市民の皆様の御協力によって、クラスターが発生するといった事態には至っていません。

今後もお太助フォンや市のホームページ、SNSなどの媒体を通して、迅速に正確な情報を届けるとともに、市民や事業者に向けて必要な対策を講じます。いよいよワクチンの接種も始まりますが、引き続き、感染防止対策に全力を尽くしていく考えです。

さて、国において、コロナ対策や地域のデジタル化を推進するための地域デジタル社会推進事業費が新たに計上される中、地方における一般財源は前年度並みの額が確保されました。

本市では、昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響により、市税等の歳入が減少する見込みです。一方、歳出においては、社会保障費における扶助費や公共施設の維持管理費といった経常的な経費が増加しており、全体を圧迫しています。

こうした状況を踏まえ、令和3年度はこれまでの政策を見直し、まちが発展へと向かうよう、かじを切ります。その起点は、新たに攻めの要として迎える副市長です。未来志向の事業を考案・実行できる、変革の原動力として大いに期待しています。

コンプライアンスの意識を徹底し、健全な市政運営に努め、市民の皆様とともに「世界で一番住みたいと思えるまち」それを実現していく考えです。

それでは、行政経営の基本姿勢及び方向性について説明します。

まず、新型コロナウイルス感染症により先行きが不透明な中、市民が安全に安心して暮らせるよう、感染拡大防止と経済活動の両立を図る必

要があります。

行政改革としては、公共施設の統廃合といった積年の課題にも取り組み、持続可能性を高めていく方針です。市役所においては、電子決裁の導入といった事務の改善はもとより、人事評価の見直しを含めた人材育成の強化にも注力します。経常収支比率が98.2%と財政の硬直化が進む中、財政調整基金の残高は約6億円にまで減少しています。将来世代に負担を先送りしないためにも、歳入における自主財源の確保と、歳出における全体最適を意識した事業の見直しにより、財政の健全化を推進します。

こうした結果、令和3年度の当初予算規模は、一般会計、192億2,000万円、6つの特別会計は、合計90億7,616万4,000円、地方公営企業法適用の水道・下水道事業会計は、収益的収支・資本的収支合計で26億6,459万2,000円となりました。

続いて、令和3年度の主な事業について説明します。

1点目は、危機への対応です。

本市において、既に数名の新型コロナウイルス感染者が確認されています。ワクチン接種については、関係機関と連携を密にし、早期の実施を目指します。同時に、市民や事業者を取り巻く状況を的確に把握し、必要な支援を講じていきます。

また、継続している災害復旧事業について、早期の完了を目指すとともに、災害や救急への対応として、避難体制の構築や資機材の更新整備などを進め、危機対応能力の強化を図ります。

2点目は教育の推進です。

本市では、令和2年度に小中学校における一人一台端末、パソコンの整備が完了しました。今後は、こうしたICTも活用し、思考力・判断力・表現力を含む総合的な生きる力が高まるよう、教育の質を追求していく考えです。

また、教職員の事務効率化のため校務支援システムの導入を計画しています。働き方改革を進めつつ、教育環境の充実につなげる考えです。学校施設については、トイレの洋式化といった施設改修も行います。そして、吉田幼稚園においては、将来の幼保一元化への移行を視野に入れ、3歳児の受入れを新たに開始します。

3点目は、医療・介護・福祉の充実です。

子育てに関しては、小学校統合に合わせて高宮町に児童クラブを開設するとともに、保育士等の処遇改善を進めます。

また、妊娠期から子育て期における母子へのワンストップ支援であるネウボラの構築に取り組みます。具体的には、保健師・助産師を新たに配置するほか、巡回育児相談や産後ケアといった事業を実施する計画です。

医療においては、大腸がん検査や脳ドック等への助成を拡充し、保健事業と介護予防の一体的な運用を展開していきます。また、吉田総合病

院の医療機器に対する助成などを通して、地域医療の充実に努める考えです。

4点目は、生活環境の向上です。

市道や上下水道等の社会インフラについては、利便性の向上とともに施設の長寿命化などに取り組みます。お太助バスやお太助ワゴンといった公共交通体系は、運行開始から10年が経過しています。社会情勢に伴って利用者のニーズも変化してきていますので、今後はデジタル技術の活用も含めた仕組みの見直しが必要です。

ごみの問題に関しては、引き続き循環型社会の構築を目指し、リサイクルだけでなくリユースの普及を推進します。

地域の活性化という観点では、関係人口の創出に目を向け、市の魅力を市内外へ向けて発信する取組を強化します。また、持続可能な地域づくりを進めていくため、地域振興組織への一律的な支援というのを見直し、若者世代も取り込める枠組みを構築する計画です。

5点目は、産業の振興です。

農業関係においては、基盤整備と担い手確保対策を継続するとともに、羽佐竹地区大規模野菜団地の整備を進めます。また、市が所有している堆肥センターでは、大型備品の更新と合わせ、今後の運営方法を検討します。そして、農業者の経営改善のため、ドローンやICT機器を使ったスマート農業の実証実験に対し助成を行います。また、有害鳥獣対策では、モデル地区での実証実験といった取組も追加し、農作物被害の低減に注力します。

商工業においては、コワーキングオフィスの活用やパラレルワーカーとの交流を通して、市内事業者の活性化を図るとともに、就労・就業の機会を拡大させます。

6点目は、文化・芸術の振興です。

本市には、伝統芸能と呼べる地域に根づいた文化があります。とりわけ神楽に関しては、世界に通じるコンテンツとして、これまで以上に発信を強化していく考えです。門前湯治村での特別公演や、大都市、特に大阪、東京での公演などの開催を通して、知名度と人気を一段と高めていきます。

なお、市内の観光施設については、運営する第3セクター等の経営状況を細かく分析し、施設の設置目的や採算性の再検証を経て、市全体の最適化を図ります。

最後、7点目は、多様性の構築です。

多文化共生や男女共同参画など、ダイバーシティの観点からも、人権の尊重はこれまで以上に重要性を増してきています。引き続き、啓蒙活動を実施し、市民の意識を高めていく方針です。障害者や外国人といったマイノリティを含む全ての市民が相互理解を深め、幸福を追求できる社会を目指します。

以上、令和3年度の予算編成、提案にあたり、所信の一端を申し述べ



ました。

新年度では、新型コロナウイルス感染症対策とともに、事務事業の見直しにより、財政健全化を進め、未来への投資に向けて動き始めます。新たに、まことに統合されたまち「新／真・安芸高田市」の実現に向けて、市民の皆様には御理解と御協力をお願いします。

○宍戸議長 これをもって施政方針を終わります。

~~~~~○~~~~~

- 日程第12 議案第18号 令和3年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第13 議案第19号 令和3年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第14 議案第20号 令和3年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第21号 令和3年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第16 議案第22号 令和3年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第17 議案第23号 令和3年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第18 議案第24号 令和3年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
- 日程第19 議案第25号 令和3年度安芸高田市下水道事業会計予算
- 日程第20 議案第26号 令和3年度安芸高田市水道事業会計予算

○宍戸議長 日程第12、議案第18号「令和3年度安芸高田市一般会計予算」の件から、日程第20、議案第26号「令和3年度安芸高田市水道事業会計予算」の件までの9件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 ここからまた文章の読み上げが続きますが、御容赦ください。議案第18号から第26号までの提案理由について、一括して御説明します。

本案は、令和3年度の各会計の予算を調整しました。議会へ上程し、議決を求めます。

最初に議案第18号についてです。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ192億2,000万円とするものです。債務負担行為については、その事項、期間及び限度額を定めます。地方債については、その借入限度額を15億3,620万円と定めます。また、一時借入金については、借入れの最高額を40億円と定めます。

次に、議案第19号についてです。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億1,381万7,000円とするものです。また、一時借入金については、借入れの最高額を7億円と定めます。

次に、議案第20号についてです。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億9,631万円とするものです。

次に、議案第21号についてです。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ46億4,652万6,000円とするものです。また、一時借入金については、借入れの最高額を1億円と定めます。

次に、議案第22号についてです。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億4,923万1,000円とするものです。債務負担行為については、その事項、期間及び限度額を定めます。地方債については、その借入限度額を7,380万円と定めます。また、一時借入金については、借入れの最高額を5,000万円と定めます。

次に、議案第23号についてです。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6,538万2,000円とするものです。債務負担行為については、その事項、期間及び限度額を定めます。地方債については、その借入限度額を2,240万円と定めます。また、一時借入金については、借入れの最高額を7,000万円と定めます。

次に、議案第24号についてです。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ489万8,000円とするものです。また、一時借入金については、借入れの最高額を300万円と定めます。

次に、議案第25号についてです。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、収入は8億3,034万5,000円、支出は7億1,551万1,000円とするものです。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を、収入は1億3,500万円、支出は3億9,356万6,000円とするものです。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,856万6,000円は、当年度分消費税、及び地方消費税資本的収支調整額158万7,000円、過年度分損益勘定留保資金1億3,572万1,000円、及び当年度分損益勘定留保資金1億2,125万8,000円で補填します。

予算第5条、企業債の限度額について、建設改良事業債を200万円とし、資本費平準化債を1億1,160万円と定めます。

予算第6条の一時借入金の限度額は、3億円と定めます。

予算第7条、第8条の予算の流用について、収益的支出の各項、資本的支出の各項の間で流用を可能とするよう定めると同時に、予算に定める職員の給与費について、議会の議決を経なければ、ほかの経費との間で流用できないと定めるものです。

予算第9条は、下水道事業の運営に充当するため、一般会計から補助を受ける金額を4億3,750万円とするものです。

最後に、議案第26号についてです。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、収入は9億8,604万1,000円、支出は9億7,756万9,000円とするものです。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を、収入は1億9,805万円、支出は9億7,794万6,000円とするものです。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億7,989万6,000円は、当年度分消費税、及び地方消費税資本的収支調整額2,451万1,000円、過年度分損益勘定留保資金1億5,088万4,000円、当年度分損益勘定留保資金2億450万1,000円で補填します。

予算第5条に定める企業債の限度額を1億2,000万円とし、予算第6条の

一時借入金の限度額を2億円とするものです。

予算第7条、第8条の予算の流用について、収益的支出の各項、資本的支出の各項の間で流用を可能とするよう定めると同時に、予算に定める職員の給与費について、議会の議決を経なければ、ほかの経費との間で流用ができないと定めるものです。

予算第9条は、水道事業の運営に充当するため、一般会計から補助を受ける金額を3億2,972万3,000円とするものです。

以上、9議案について、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○宍戸議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本案9件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案9件につきましては、お手元の付託表のとおり予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

ここで、11時10分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第21 議案第1号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

日程第22 議案第8号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例

○宍戸議長

日程第21、議案第1号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件から、日程第22、議案第8号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」の件までの2件を一括して議題といたします。

指定管理に関する議案については、地方自治法第117条及び安芸高田市議会委員会条例第18条の除外が適応されますので、ここで秋田議員の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時10分 休憩

午前11時11分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

今ちょうど原稿の半分ほど終わったところです。残り半分お付き合いください。

議案第1号及び第8号の提案理由を一括して御説明します。

まず、議案第1号についてです。

本案は、「安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例」の規定により、41施設について指定管理者の候補者を選定し、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第8号についてです。

本案は、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

以上、2議案について、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○宍戸議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案2件につきましては、お手元の付託表のとおり総務文教常任委員会に付託して審査することといたします。

ここで、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時13分 休憩

午前11時13分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議案第2号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第24 議案第3号 安芸高田市精神障害者医療費支給条例

日程第25 議案第4号 安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

日程第26 議案第27号 安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第27 議案第5号 安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例

日程第28 議案第6号 安芸高田市八千代いこいの森設置及び管理条例を廃止する条例

日程第29 議案第7号 財産の無償貸付について

○宍戸議長

日程第23、議案第2号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件から、日程第29、議案第7号「財産の無償貸付について」の件までの7件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

議案第2号から第7号、及び第27号までの提案理由について、一括して御説明します。

最初に、議案第2号についてです。

本案は、現在、県単位で運営されている国民健康保険について、県から示された数値を参考に税率を改定するため、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第3号についてです。

本案は、広島県が令和3年度より、精神障害者保健福祉手帳1級所持者に対して、医療費の公費負担事業を実施することに伴い、新たに条例を制定するものです。

次に、議案第4号についてです。

本案は、広島県福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第27号についてです。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第5号についてです。

本案は、第8期介護保険事業計画に基づき、令和3年度から令和5年度までの、第1号被保険者の保険料について定めるため、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第6号についてです。

本案は、八千代いこいの森を民間事業者に経営移行し、施設の有効活用を図るため、条例を廃止するものです。

最後に、議案第7号についてです。

本案は、高宮工業団地内事業者と締結している、下水処理施設の無償賃貸借契約について、契約期間を更新するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、7議案について、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○宍戸議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本案7件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案7件につきましては、お手元の付託表のとおり産業厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

- 日程第30 議案第9号 令和2年度安芸高田市一般会計補正予算(第11号)
- 日程第31 議案第10号 令和2年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第32 議案第11号 令和2年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第33 議案第12号 令和2年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第3号)

- 日程第34 議案第13号 令和2年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第35 議案第14号 令和2年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）  
止する条例
- 日程第36 議案第15号 令和2年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第37 議案第16号 令和2年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第38 議案第17号 令和2年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3号）

○宍戸議長 日程第30、議案第9号「令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第11号）」の件から、日程第38、議案第17号「令和2年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3号）」の件までの9件を一括して議題といたします。議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 手元にある原稿の、あと4分の1です。最後のパートになります。議案第9号から第17号までの提案理由について、一括して御説明します。

最初に、議案第9号についてです。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,281万5,000円を追加し、予算の総額を237億8,268万4,000円とするものです。

次に、議案第10号についてです。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ663万1,000円を減額し、予算の総額を31億8,562万8,000円とするものです。

次に、議案第11号についてです。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ3,059万7,000円を減額し、予算の総額を4億9,469万4,000円とするものです。

次に、議案第12号についてです。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,472万3,000円を減額し、予算の総額を46億6,867万1,000円とするものです。

次に、議案第13号についてです。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,235万2,000円を減額し、予算の総額を4億8,011万7,000円とするものです。

次に、議案第14号についてです。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ4,675万3,000円を減額し、予算の総額を3億2,883万9,000円とするものです。

次に、議案第15号についてです。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ12万7,000円を追加し、予算の総額を681万5,000円とするものです。

次に、議案第16号についてです。

本案は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の支出について、231万8,000円増額し、予定総額を7億4,038万6,000円とするものです。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出の収入について、990万円増額し、予定総額を1億6,295万円とするものです。支出について、215万円減額し、予定総額を4億770万2,000円とするものです。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億4,475万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額108万8,000円、過年度分損益勘定留保資金2,200万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1億4,342万4,000円、及び当年度の利益剰余金処分額7,823万4,000円で補填するものです。

最後に、議案第17号についてです。

本案は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の収入について、1,101万8,000円減額し、予定総額を9億7,058万2,000円とし、支出について1,064万9,000円増額し、予定総額を9億6,699万4,000円とするものです。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出の収入について、事業費を組みかえるものとし、支出について、1,940万円減額し、予定総額を5億5,306万円とするものです。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億1,194万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,633万8,000円、過年度分損益勘定留保資金1億3,638万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1億5,921万7,000円で補填するものです。

以上、9議案について、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○宍戸議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本案9件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案9件につきましては、お手元の付託表のとおり予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、3月2日午前10時に再開いたします。

大変お疲れさまでありました。

~~~~~○~~~~~

午前11時23分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員